

令和2年度支部別収支(暫定版)

資料1-3

(単位:百万円)

		全国	富山支部
収入	保険料収入	9,461,784	94,251
	一般分	9,460,421	94,237
	その他の収入	20,689	177
	債権回収以外	7,489	78
	債権回収	13,200	99
	計	9,482,473	94,428
支出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	4,755,777	45,991
	医療給付費(国庫補助を除く)(A)-(B)	4,755,777	45,671
	医療給付費(A)	4,757,828	45,671
	災害特例分(B)		
	平成30年度の協会手当分(B1)	395	-
	波及増分(B2)	1,656	-
	年齢調整額	-	▲ 828
	所得調整額	-	1,147
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	449,569	4,669
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	3,450,847	35,836
	業務経費(国庫補助を除く)	132,217	1,373
	一般管理費(国庫負担を除く)	36,692	381
	その他支出	39,065	406
	平成30年度の収支差の精算	-	▲ 376
	平成30年度のインセンティブ	-	▲ 36
加算額	3,663	40	
減算額	▲ 3,663	▲ 76	
	計	8,864,168	88,244
収支差	計	618,305	6,184
	全国平均分	618,305	6,421
	地域差分	-	▲ 237

※ 端数処理の関係で百万円単位での合計額、差額が合わない場合がある。

- (注) 1. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 年齢調整額、所得調整額のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和2年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う平成30年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
5. 「平成30年度の収支差の精算」は、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
6. インセンティブ」は、平成30年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

【富山支部収支差の影響】

- 富山支部の収支差(地域差分)は237百万円のマイナス。収支差(地域差分)がマイナスの場合、令和4年度の支出にその分が加算される(保険料率が上がる方向に反映される)。
- 上記の収支差(地域差分)について、総報酬額(令和2年度実績)を用いて保険料率を換算した場合、0.02%(参考値)となる。(収支差237百万円 ÷ 総報酬額(令和2年度実績)982,657百万円)
- ただし、令和4年度の保険料率算定時には、令和4年度の総報酬額の見込値を使用するため、実際の値とは異なる場合があることに留意が必要。